

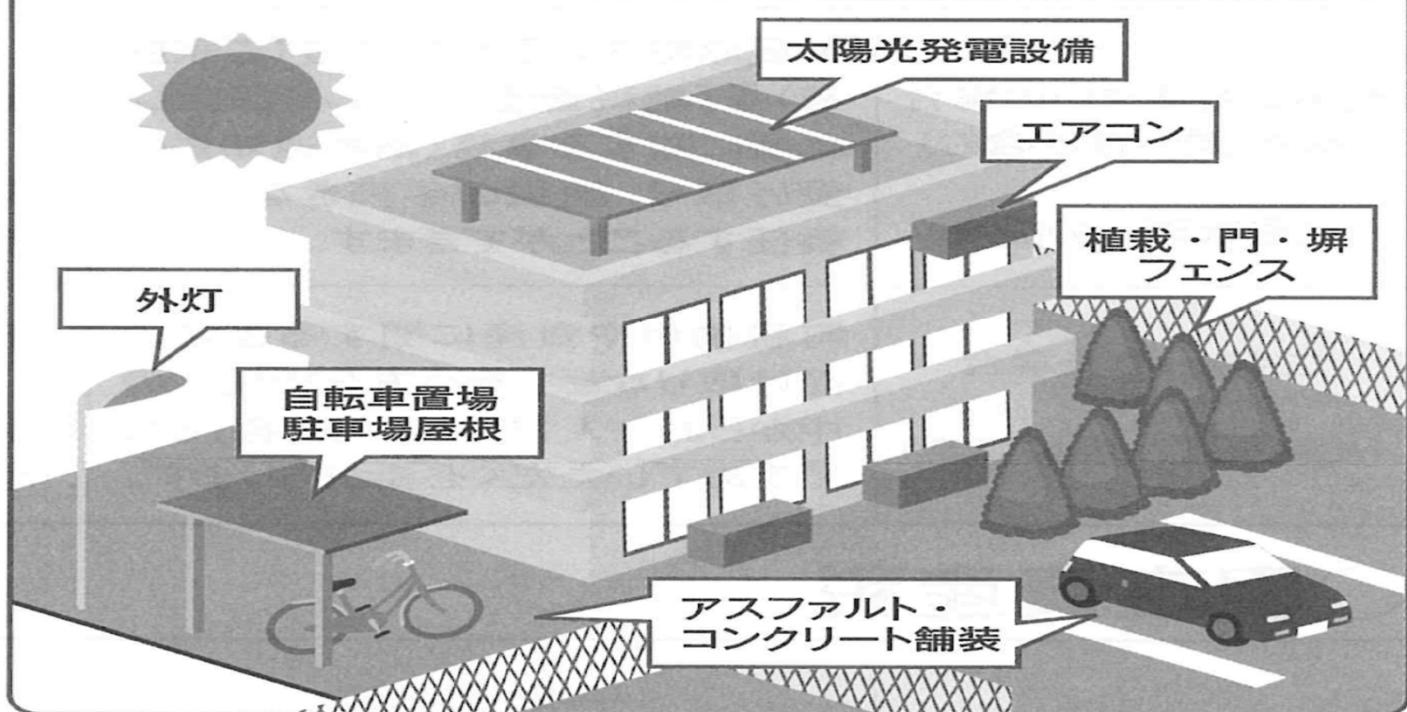
# アパートを所有されている皆さまへ ～固定資産税(償却資産の申告)のご案内～

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月中に申告していただくことになっております。

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している土地・及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の減価償却の対象となる資産をいいます。

償却資産に該当するものは次の図のようになります。これらは、土地・家屋の評価に含まれておらず、償却資産として課税されます。

## アパート(共同住宅)の主な申告対象償却資産(例)



### ●主な償却資産の一覧表

資産の種類	具体例
構築物	外構工事(舗装路面、側溝、グレーチング、塀、フェンス、外灯、物置、門・アーチ、花壇、自転車置場)、広告設備、ゴミ置き場など
建物付属設備	受変電設備(キュービクル)、電気引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス管設備など
機械及び装置	駐車装置、駐車料金精算機、太陽光発電設備など
工具及び備品	ルームエアコン(壁掛型)、ガス衣類乾燥機、郵便受け、宅配ボックスなど

詳しい内容や申告書様式などは南風原町のホームページより確認、ダウンロードできます。

QRコードを読み込んでいただくと、償却資産のページに繋がりますのでご確認ください。

ホームページ <https://www.town.haebaru.lg.jp/soshiki/6/2933.html>



お問い合わせ先:南風原町役場 税務課 資産税班 098-889-4413